

---

---

## 神戸市市民活動補償制度のご案内

---

---

### ◆◆◆「神戸市市民活動補償制度」とは？◆◆◆

自治会等の地域団体の皆さまが、市民活動を安心して行っていただけるよう、神戸市が保険契約を行い、活動中の事故によって、責任者、従事者の方がケガなどをされた場合や、他の人や物に損害を与え、地域団体が賠償責任を負った場合に補償金を支払います。

#### 制度の特徴①

事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただけます。

#### 制度の特徴②

保険料は不要です。市民活動が安心して行えるよう、神戸市が保険料を負担し、保険会社と契約しています。

## 1. 対象となる方・活動

次の①～④の全てを満たした場合に対象となります。

- ①活動が市又は公共的団体（※1）の責任者の管理下で行われること。
- ②活動内容が下表に掲げるものであること。
- ③無報酬であること（実費弁償程度は可）
- ④従事者（※2）が市内に在住、在勤又は在学していること。

※1 公共的団体とは、次のものをいいます。

- ・自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ふれあいのまちづくり協議会、まちの美緑花ボランティア等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として、神戸市内に活動の本拠地を置いて、継続的・計画的に活動を行っている団体等。
- ・上記の他、自主的・自発的かつ継続的・計画的に広く公共の利益を目的とした活動を行っており、市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される団体。

※2 【対象外】 活動、行事、催し物への参加者、競技への出場者は対象外です（従事者であっても、競技参加中の事故は対象外です）。

【対象活動】 ※3

No.	区 分	対 象 活 動
1	生活環境に関する活動	防災活動、防火活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動
2	自然環境に関する活動	公園の環境整備活動、河川の環境整備活動、道路の環境整備活動、クリーン活動、集団資源回収活動、地球環境を守る活動（減量化、分別化）
3	社会福祉に関する活動	高齢者の福祉のための活動、障害者の福祉のための活動、児童の福祉のための活動、母子・子育て支援のための活動、社会福祉施設への協力活動
4	青少年育成に関する活動	青少年の自立支援活動、青少年の安全・安心のための活動
5	社会教育・文化スポーツ・国際交流に関する活動	社会教育活動、文化振興活動、スポーツ振興活動、国際交流活動
6	その他市民活動補償制度を適用することが妥当と判断される活動	

※3 【対象外】 上記「No. 1～6」に該当する活動であっても、自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利益を目的とした活動とは考え難いもの（PTA、学校施設開放運営委員会の活動等）については対象外です。

## 2. 補償内容

### (1) 賠償責任事故

従事者等の軽過失により、参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、責任者等が法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。

※重大な過失があった場合は損害補償の対象外となります。

区 分	補償金額（上限）	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 1,000万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管者賠償	1事故 500万円	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより損害を与えた場合

#### ①対象となる事故の例

- ・ひとり暮らし高齢者の給食サービスで配膳中に、誤ってお茶をこぼして火傷をさせた。
- ・地域で文化祭を開催中、注意を払って展示したが、預かった出展作品が落下して壊れた。

#### ②対象とならない主な事故・活動

- ・従事者等の故意により発生した事故
- ・自然災害による事故
- ・同居の親族に対する事故
- ・従事者自身の所有物の破損事故（自損）
- ・所有、使用又は管理する車両若しくは動物による事故
- ・神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故
- ・電動草刈り機等機械使用中の、飛び石等による事故
- ・不安定なはしごの上での作業中の事故
- ・政治・宗教・営利を目的とした活動等 など

### (2) 傷害事故

活動中（居住地と活動場所の往復経路含む）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で従事者が死亡又は負傷した場合に対象となります。

区 分	補償金額	内 容
死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合。
後遺障害	1名 500万円 （限度）	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。
入院	1日 3,000円 （180日分限度）	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に治療のために入院または通院を要することとなった場合。
通院	1日 2,000円 （90日分限度）	※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。
手術	入院補償が給付される場合に保険契約に定める額を給付します。	

#### ①対象となる事故の例

- ・道路の清掃活動中に、通行人と衝突し転倒してケガをした。
- ・ふれあい喫茶の片付け中、会議机をたたもうとして、指を挟んでケガをした。

- ・防犯パトロール中に段差で躓き転倒して骨折した。 など

## ②対象とならない主な事故・活動

- ・従事者等の故意若しくは重大な過失（※）によるもの
- ・自然災害に起因する事故（救助活動含む）
- ・ムチウチ症や腰痛等の医学的他覚所見のないもの
- ・事故前からすでに発生していた疾病・傷害によるもの
- ・神輿・山車等の疾走やご神体等のすべり落としなど、危険な行為による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転による事故 ・政治・宗教・営利を目的とした活動等
- ・脳疾患、疾病若しくは心神喪失によるもの など

※重大な過失とは、不注意などのために生じた傷害事故のうち、少しの注意を払えば避けることのできた不注意の度合いが極めて大きいもののことを言います。

## 3. 事故が起こった時の手続き

### (1) 事故発生への報告

事故が発生した場合は、30日以内に、下記の窓口に「市民活動事故発生報告書兼事故証明書（様式第1号）」を提出してください。

※事故発生状況等によって、従事者名簿や団体規約、事業計画書等の提出をお願いする場合があります。

※賠償責任事故において、示談は原則当事者間で行っていただきます。（保険会社が示談を代行する制度ではございませんので、ご注意ください。）

確認事項等がございますので、示談の前に必ずご連絡ください。

#### 【市が助成等を行い実施される市民活動の場合】

事業の所管課へお申し出ください（所管課が分からない場合は、企画調整局参画推進課へお問合せください）。

例：公園管理会、まちの美緑花ボランティア → 活動拠点のある地域の建設事務所

#### 【地域団体等の自主的な活動の場合】

活動拠点のある区役所の下記の所管課へお申し出ください。

所管課	郵便番号	所在地	電話（代表）
東灘区まちづくり課	658-8570	東灘区住吉東町 5-2-1	841-4131
灘区まちづくり課	657-8570	灘区桜口町 4-2-1	843-7001
中央区まちづくり課	651-8570	中央区雲井通 5-1-1	232-4411
兵庫区まちづくり課	652-8570	兵庫区荒田町 1-21-1	511-2111
北区まちづくり課	651-1195	北区鈴蘭台北町 1-9-1	593-1111
北神区役所まちづくり課	651-1302	北区藤原台中町 1-2-1	981-5377
長田区まちづくり課	653-8570	長田区北町 3-4-3	579-2311
須磨区まちづくり課	654-8570	須磨区大黒町 4-1-1	731-4341
垂水区まちづくり課	655-8570	垂水区日向 1-5-1	708-5151

西区まちづくり課	651-2295	西区糀台 5-4-1	940-9501
----------	----------	------------	----------

## (2) 補償制度の対象となるかの判定

提出いただいた報告書は窓口から企画調整局参画推進課へ送られ、本制度の対象となるかどうかの判定を行い、結果をお知らせします（「市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第2号）」を送付します）。

あわせて、請求に必要な書類を送付します（添付が必要な書類もお知らせします）。

## (3) 補償金の請求

補償金の請求書類は、補償の種類により、次に掲げる日から30日以内に、「市民活動補償金請求書（様式第3号）」に必要な書類を添えて、上記(1)と同じ窓口へ提出してください。

※請求書（市の様式、保険会社の様式）のほか、領収書（コピー可）、診断書（保険会社の様式）、示談書などが必要となります。なお、事故の内容等により、保険会社から追加で書類提出を求める場合がありますのでご注意ください

- ①賠償責任補償金：示談、訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた日。
- ②傷害補償金：傷害が全治した日（事故の日から180日以内に全治しないときは、180日を超えるその日）。
- ③後遺障害補償金：後遺障害が確定した日（事故の日から180日以内に確定しないときは、180日を超えるその日）。
- ④死亡補償金：上記(2)の通知を受けた日

## (4) 補償金の支払い

提出いただいた請求書類の審査を行い、補償金の額を確定し、結果をお知らせします（「市民活動補償金給付決定書（様式第4号）」を送付します）。

確定した補償金は、保険会社から直接、請求者指定の口座へ振り込まれます。

**保険会社が保険契約の対象と認めない場合は、補償金が支払われないことがあります**

【お問合せ先】

神戸市 企画調整局 参画推進課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL：078-322-0319 FAX：078-322-6115